

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件
- 青少年に有害な図書類として指定する件
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件
- 肥料の登録の有効期間を更新した件

公 告

- 道路の区域を変更する件四件
- 道路の供用を開始する件四件
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件二件
- 福島県警察本部
- 一般競争入札を行う件

告 示

福島県告示第八十二号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一九六	まるまれアルマジロ!卵からはじまる5つの話	安東みきえ・作、 下和田サチヨ・絵 (株式会社理論社)	推奨対象 小学生(中学生・高学年)、中学生、高校生、青年及び一般

一九七 ビーバー族のしるし

エリザベス・ジョージ・スピア・作、学年・高学年)、中学生、高校生、青年及び一般

(あすなる書房)

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第八十三号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五一五	雑誌	「ばんつ」大全 完全保存版 (60217-89)	インフォレスト株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五一六	雑誌	特選小説 新春官能競艶2 月号 (06693-2)	株式会社総合図書	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五一七	雑誌	ミリオンムック「金のEX G.T.R.VOL.6」 (68462-32)	株式会社大洋書房	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五一八	雑誌	エキサイティングマックス !スペシャル! Vol.2 2 (02092-2)	株式会社ぶんか社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五二〇	コミック	月刊ヤングキング 201 0 2月号 (08891-02)	株式会社少年画報社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五二〇	コミック	彼岸島【異形の亡者編】 (53535-44)	株式会社講談社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六五二一	コミック	ひぐらしのなく頃に解(祭り囃し編)3 (48121-54)	株式会社スクウェア・エニックス	がある。
------	------	----------------------------------	-----------------	------

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年二月十二日から同年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年二月十二日から同年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)福島市松山町複合店舗 福島県福島市松山町七十七番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
825	混合有機質肥料	福島ぼかし1号	6.0	2.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成25年2月18日
826	混合有機質肥料	福島ぼかし2号	5.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	同上	同上	平成25年2月18日

(農業総合センター)

福島県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所まで平成二十二年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区間	変更前	変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道二八八号	郡山市富久山町福原字西原二四番地先から同 市富久山町北小泉	変更前	変更後の別	B 二五・八(メートル)	一、九五六・五

字山田一八番地先まで	変更後	B 二五・八〇 二二一・五〇	一、九五六・五〇
------------	-----	----------------------	----------

(道路計画課)

福島県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松金屋線	郡山市富久山町北小泉 字砂田九七番一地先から 同 市富久山町北小泉 字砂田一七六番地先まで	変更前	一一・五〇 四五・〇〇	二二五・〇〇
		変更後	一一・五〇 二二・〇〇	一九四・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道母畑 須賀川線	須賀川市雨田字前中山 一四〇番二地先から 同 市雨田字前中山 一三九番四地先まで	変更前	一〇・五〇 一一・五〇	一六・〇〇
		変更後	一一・〇〇 一三・〇〇	一六・〇〇

福島県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀 川二本松 自転車道 線	郡山市富久山町福原字 古館三〇番一地先から 同 市富久山町福原字 大鐮二番四地先まで	変更前	三・〇〇 六・〇〇	二〇四・〇〇
		変更後	三・〇〇 九・〇〇	二二五・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八八号	郡山市富久山町福原字古戸二六番八地先から 同 市富久山町北小泉字山田一八番地先まで	平成二十二年二月 一三日

(道路計画課)

福島県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道二本松金屋線	郡山市富久山町北小泉字砂田九七番一地从 から 同 市富久山町北小泉字砂田一七六番地先 まで	平成二十二年二月 一三日

(道路計画課)

福島県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道母畑須賀川線	須賀川市雨田字前中山一四〇番二地先から 同 市雨田字前中山一三九番四地先まで	平成二十二年二月 一二日

(道路計画課)

福島県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道須賀川二本松
自転車道線
郡山市富久山町福原字古館三〇番一地从先か
ら
同 市富久山町福原字大鏑二番四地先ま
で
平成二十二年二月
一三日

(道路計画課)

公 告

公告第五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種 類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
エール薬局伊達店	伊達市岡前二〇一四	平成二十二年一月一日	育成医療 更生医療 精神通院 医療	調剤	
ベース薬局西本店	郡山市富久山町久保田字伊賀河原七六	平成二十二年二月一日	精神通院 医療	同	

(障がい福祉課)

公告第五十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。
平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名

アイミー薬局伊達店	伊達市岡前二〇一	平成二十二年 一二月三二	育成医療 更生医療 精神通院医療	調劑
(障がい福祉課)				

公告第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、
深田調整池管理規程について、平成二十一年十二月二十五日次のとおり認可した。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理規程を定めた者の名称
安積疏水土地改良区

二 管理規程の概要

1 貯水、放流又は取水に関する事項

- (一) ダムの満水位は標高三三八メートルとし、低水位は標高三二一メートルとする。
- (二) ダムの余水吐からの放流は、ダムの水位が標高三三八メートルを超え余水吐から越流する場合に限りすることができる。
- (三) ダムの取水施設からの放流は、施設又は工作物の点検又は整備のため必要がある場合及びその他やむを得ず放流する必要がある場合に限りすることができる。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

ダム管理技術者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

ダム管理技術者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、ダムの操作に万全を期するものとする。

4 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

ダム管理技術者は、気象及び水象の観測を行わなければならない。

5 その他施設の管理に関し必要な事項

ダム管理技術者は、施設及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

(農村計画課)

公告第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、

上戸頭首工管理規程、熱海頭首工管理規程、後庵川頭首工管理規程、藤田川頭首工管理規程、南川頭首工管理規程、多田野川第一頭首工管理規程、多田野川第二頭首工管理規程及び笹原川頭首工管理規程について、平成二十一年十二月二十五日次のとおり認可し

た。

平成二十二年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理規程を定めた者の名称
安積疏水土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理主任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理主任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理主任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

4 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理主任者は、施設及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

(農村計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第1号

交通調査解析業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。
平成22年2月12日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 交通調査解析5-3業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成22年3月29日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める業務内容と同種の業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成22年2月19日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年2月26日(金)午前10時30分 福島県警察本部会計課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)